

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第295号

(県 民)

平成28年3月18日

10年保存(口訓)

本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱要領の制定について

(通達甲)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第29条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会に対する申出がなされた場合の取扱いについては、高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年公安委員会規則第9号)及び「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱い要領の制定について(例規)」(平成21年5月29日生企発第546号)に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該申出の取扱いに関し別添のとおり「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第29条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会に対する申出（以下「申出」という。）の受理に関し高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年公安委員会規則第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 申出の受理等

1 申出の受理

- (1) 細則第6条第1項の規定に基づき、申出を受理した職員は、速やかに自己の所属の長に対し、当該申出の内容を口頭により報告するとともに、高知県警察相談・苦情・DV・ストーカー業務管理システムに申出内容を入力するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた所属長は、速やかに生活安全企画課長に対し、当該報告内容を口頭により通報するものとする。
- (3) 生活安全企画課長は、(2)の通報内容と高知県警察相談・苦情・DV・ストーカー業務管理システムに入力された申出内容とを照合の上精査し、申出内容を本部長に報告しなければならない。

2 申出を受理する際の留意事項

申出は、銃砲刀剣類を所持する者（以下「銃砲等所持者」という。）と同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者しか行えないものであることから、申出を受理しようとする職員は、当該申出を行おうとする者に対し次に掲げる事項を確認するとともに、可能な範囲で申出を裏付ける資料、申述書等の提出を求めるものとする。

- (1) 申出を行おうとする者の住所、氏名及び電話番号並びに勤務先
- (2) 申出を行おうとする者と同居する銃砲等所持者若しくは付近に居住する銃砲等所持者又は勤務先が同じである銃砲等所持者の住所、氏名及び電話番号、勤務先等銃砲等所持者の人定等に関する事項

第3 調査等

1 調査の下命

本部長は、細則第6条第3項の規定に基づき公安委員会から申出に係る事実関係の調査を行うよう指示を受けたときは、当該申出内容に対して必要な調査が行えると認める所属長に対し、必要な調査を命じるものとする。

2 調査結果の報告

本部長から調査の下命を受けた所属長は、速やかに当該申出内容が事実かどうか調査し、その結果を別記第1号様式の申出内容調査結果報告書により、本部長に報告するものとする。

3 再調査

細則第6条第5項の規定に基づき、公安委員会から再度必要な調査を行うよう指示があったときは、1及び2に準じて調査及び報告を行うものとする。

第4 調査結果に基づく措置

1 措置の下命

本部長は、細則第6条第7項の規定に基づき公安委員会から適当な措置を執るよう指示を受けたときは、当該申出内容に対して適当な措置が執れると認められる所属長に対し、適当な措置を執るよう命じるものとする。

2 措置結果の報告

本部長から措置の下命を受けた所属長は、直ちに当該申出内容に応じた適当な措置を執り、その結果を別記第2号様式の措置結果報告書により、本部長に報告するものとする。

第5 公安委員会への報告

本部長は、申出の受理、調査結果（再調査結果を含む。）及び措置結果について、速やかに公安委員会に報告するものとする。

第6 緊急の場合の特例

1 職員は、申出内容が県警察として緊急に処理すべきものであり、かつ、公安委員会の指示を受けるいとまがないときは、細則第6条第2項から第8項までの規定及び第2から第4までに定める手続にかかわらず、必要な調査を行い、適当な措置を執ることができる。

2 職員は、1により必要な調査を行い、適当な措置を執ったときは、その行った調査及び執った措置について生活安全企画課長を通じ、本部長に報告しなければならない。

第7 申出内容に係る情報の取扱い及び申出者の保護

職員は、申出内容に係る情報の取扱いに慎重を期すとともに、申出を行った者の保護に万全を期さなければならない。

第8 その他

1 この要領に定める文書のほか申出に関する書類は、生活安全企画において10年間保存し、その経緯を明らかにしておくものとする。

2 この要領の実施に必要な細部事項については、別途定める。

（別記様式省略）